

令和元年度 城南博覧会

英文契約書の読み方（基礎編） ～どこに留意して読むとよいか～

城南支部 中小企業診断士

小島 洋介

2019年11月9日

アジェンダ

1. なぜ海外取引に契約書が必要か
2. 英米契約法の特徴
3. 英文契約書を読むにあたってのポイント
 1. 英文契約書の典型例
 2. 守秘義務契約書を例にしてのポイント解説
4. 実務上のポイント

1.なぜ海外取引に契約書が必要なのか？

・国内取引 vs 海外取引

国内取引		海外取引
ローリスク	リスク	ハイリスク
国内商慣習は両者ともに分かり合っている	商慣習	法制度が異なる 決済通貨が異なる 価値観も異なる
信頼の証	契約書に対する考え方	Divorce Document（離婚の時の文書）
別途協議事項		最悪の事態を想定してリスクや利益を固定化させる
相互信頼に円満に解決		Act of God(不可抗力) 契約上の義務は絶対的に履行 契約不履行の場合には損害賠償

2. 英米契約法の特徴

1. 大陸法

- フランス、ドイツ（イギリスから見て大陸側）の契約法体系（日本にも影響）
- 契約の法的な拘束力は、当事者間での合意のみで生じる

2. 英米法

- イギリス、アメリカなどの契約法体系
- 契約の法的拘束力は、当事者間の合意 + 約因（Consideration）が必要
 - 約因とは、契約の当事者が相手方に対価を提供すること（金銭、行為など）。
 - 約因がない契約（= 当事者間でなんらかの対価を伴わない約束）は、裁判所も救済を与えない。
- 重要な契約は書面化する（Statute of Fraud）
 - 内容を書面にしないと裁判所は救済しないという考え方
- 契約書の記載事項がFinalでComplete（Parol Evidence Rule）
 - 契約書に書かれていない当事者の合意事項や了解事項は証拠にならない

3. 英文契約書の留意点

1. 英文契約書の典型例

1. 予備的な合意文書

1. Letter of Intent
2. Memorandum of Understandings

2. 守秘義務契約書 Non Disclosure Agreement (NDA)

3. 売買契約書 Sales Agreement

4. 販売店契約書 / 代理店契約書

1. Distributor Agreement
2. Agent Agreement

5. ライセンス契約書 License Agreement

6. 合弁契約書 Joint Venture Agreementなど

3. 英文契約書の留意点

守秘義務契約		売買契約	
前文		前文	
第一条	定義	第一条	定義
第二条	秘密情報の除外事項	第二条	価格および引渡し
第三条	被開示当事者の義務	第三条	支払
第四条	救済	第四条	引渡条件
第五条	期間	第五条	検品
		第六条	所有権と危険負担
		第七条	税金
		第八条	瑕疵担保責任
		第九条	保険
		第十条	契約解除
		第十一条	言語および通知
		第十二条	不可抗力
		第十三条	権利譲渡
第六条	権利の不放弃	第十四条	権利の不放弃
第七条	準拠法と仲裁	第十五条	準拠法および裁判
第八条	完全合意	第十六条	完全合意・修正
第九条	分離可能性	第十七条	分離可能性
		第十八条	副本
署名欄	当事者間での署名	署名欄	当事者間での署名

3. 英文契約書の留意点

- 第2条 Exclusions from Confidential Information (除外規定)
- 例文
 - Receiving Party's obligations under this Agreement do not extend to information that is: (a) publicly known at the time of disclosure or subsequently becomes publicly known through no fault of the Receiving Party; (b) discovered or created by the Receiving Party before disclosure by Disclosing Party; (c) learned by the Receiving Party through legitimate means other than from the Disclosing Party or Disclosing Party's representatives; or (d) is disclosed by Receiving Party with Disclosing Party's prior written approval.
- 解説
- おおよそ4つの情報が対象から除外されますので、確認しましょう。
 - 被開示当事者による秘密保持義務違反にならず、公知となっている情報
 - 既に知っていた情報や、第三者から正当に開示された情報
 - 被開示当事者が独自に開発・創出した情報
 - 開示当事者の事前の同意を得て得た情報

3. 英文契約書の留意点

- 第4条 Remedies 救済

- 例文

- Receiving Party agrees that monetary damages may not be a sufficient remedy for any breach of this Agreement by Receiving Party, and Disclosing Party may be entitled to specific performance and injunctive relief as remedies for any such breach. Such remedies will not be deemed to be the exclusive remedies for a breach of this Agreement by Receiving Party but will be in addition to all other remedies available at law or in equity to Disclosing Party.

- 解説

- 契約違反による損失は基本的には金銭による賠償を。
- ただし、金銭賠償が不十分な場合に備えて、裁判所による差し止め (injunctive relief) や特定履行 (Specific performance) まで明記しておく心安いです。

3. 英文契約書の留意点

- 第7条 Governing Law and Arbitration (準拠法と仲裁)

- 例文

- This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan. In the event any dispute arises out of this Agreement, such dispute shall be finally resolved in Tokyo, Japan by arbitration in accordance with the rules of procedure of the Japan Commercial Arbitration Association. The award shall be final and binding upon the parties hereto.

- 解説

- 紛争解決時には、裁判は原則として公開で行われるため、企業秘密が公になってしまうおそれがありますが、仲裁手続き (Arbitration) は原則は公開ではないので、企業秘密が公にならずに済みます。

4.実務上のポイント

● 守秘義務契約の留意点

- 情報を開示する側か、開示される側か
- 秘密情報の対象が明確化されているか
- 秘密保持の開示先範囲が決められているか
- 秘密保持義務の期間が設定されているか
- 秘密保持の違反時の救済措置は決められているか

● 契約交渉時の留意点

1. 交渉時の議事録作成は早めに。
2. 契約書を読んでみて、少しずつ法律英語に慣れる
3. 経験が蓄積されてきたら、相手から契約書のドラフトを出される前に、こちらから提示する